

# 応仁の乱と朝儀の再興

—正月三節会を中心にして—

酒井信彦

## はじめに

近年、中近世を通じて朝廷及び公家に関する研究の盛行が見られる。しかし全体の研究蓄積は未だに薄く、朝廷公家社会研究の主要な課題である儀礼についての研究には、特にその傾向が顕著である。

私は以前、

中世後期に於ける朝廷年中行事の変化に注目し、新しく成長してくる儀礼について二三の論稿を発表したことがあった。<sup>(1)</sup> ただし朝廷の儀礼の動向においては、いったん断絶した朝儀を再興しようとする努力も強く存在し、ある程度成功していた。最近、江戸時代の朝儀の復興には比較的関心が持たれているが、それは中世に於ける再興の努力の延長上にあつたことを、見逃してはならない。そこで本稿では、朝儀が廃絶状態に陥つた応仁の乱から乱後にかけての、朝廷に於ける再興の努力の実態を、正月の三節会とくに元日節会を中心に述べることとした。それは年中行事の中でも、年初の行事が重要であり、かつ節会のような規模の大きい行事が、再興への努力の好個な目安になると考えられるからである。考察の対象とする期間は、応仁元年（一四六七）から文亀二年（一五〇二）までの三十六年間とするが、これはほぼ後土御門天皇の在位期

間と一致する。<sup>(3)</sup> なお説明のために、正月の主要行事、四方拝・小朝拝・元日節会・白馬節会・踏歌節会の、この期間における催行状況を、別表として掲げておく。

## 一 応仁の乱と朝儀の廢絶

応仁の乱以前までの朝儀、すなわち朝廷の公式な儀礼は、勿論平安時代に比べれば、その催行されるものは少数になっていたが、基本的枠組みは維持されていたと言つてよいだろう。後醍醐天皇の『建武年中行事』の内容がそれを示しているし、また『續史愚抄』や『史料総覧』の記述によつても、その事実を確認することができる。

応仁の乱の勃発した応仁元年（一四六七）の前年、文正元年の十二月十八日には、後土御門天皇の大嘗祭があった。また応仁元年の元日には、小朝拝と元日節会が行われている。ところが七日の白馬節会は、通常とは異なつて昼間に挙行された。その理由は、「依世上物忽也」<sup>(5)</sup> と言うことであった。そして、十六日の踏歌節会は同じ「物騒」と言う理由で、とうとう停止の事態に至つていて、応仁の乱が勃発したのは、僅かにその二日後の正月十八日の事であった。この日、後土御門天皇・後花

園上皇それに伏見宮貞常親王は、一つの牛車に同乗して室町幕府の花の御所に難を避けた。近衛政家の『後法興院政家記』正月十八日条には、

天下大乱珍事也、未刻禁裏・仙洞室町殿へ有行幸・御幸、申刻上畠山<sub>佐</sub><sub>衛門</sub>尾張守<sub>下畠</sub>陣上御靈へ推寄焼拵<sub>度</sub>、時声無隙、両方互死人數十

人、其外蒙疵者不知其数云々、自申刻至寅刻責戰云々、とある。このときは二日後の二十日に還幸している。しかし同年八月二十三日、天皇・上皇は再び室町幕府に入り、以後文明十一年（一四七九）十一月七日に還幸するまで、実に十二年以上の長期にわたって内裏を留守にすることとなつたのである。この八月の行幸について近衛政家は、

伝聞、主上・上皇、昨日已室町第へ有臨幸云々、天下滅亡不能左右云々、抑年中兩度臨幸之儀、言語道断、無是非次第也、悲嘆之外無也、<sup>(6)</sup>と嘆息している。なお『宗賢卿記』八月二十三日条に、「禁裏御座御寝殿、仙洞御座泉殿」とあるように、天皇は花の御所の中心的建物である寝殿に、上皇は泉殿に居を定めた。

翌応仁二年の正月には、朝儀は一切行われなかつた。政家はその事態を、以下のとく記している。<sup>(7)</sup>

主上・法王、自去年八月、御座室町第之上、年始之公事等不及沙汰也、禁裏ニハ土岐美濃守取陣、仙洞ニハ畠山右衛門佐取陣云々、最去年九月より至今如此云々、<sup>(8)</sup>そしてこのような異常な状態は、翌文明元年も翌々同二年の場合も同じだつた。『大乘院寺社雜事記』の二年元日条の冒頭には、

天下大乱中也、乃内裏御葉以下一切節会一向無之、此兩三年此儀也、<sup>(9)</sup>とあり次いで摂関家の地方へ流寓の状況を述べ、「京中並東山西山悉以

成広野畢、開白以来無其例、此兩三ヶ年大亂故也、」と結んでいる。

さらに翌文明三年正月には、前年十二月二十七日の後花園上皇の崩御も関連して、『親長卿記』元日条に「年始御祝以下事、公武停止云々、」とあるように、伝統的な朝儀のみならずこの時期に重要度を増していたと思われる御祝の行事も行われていないし、幕府の年始行事も止められている。ただし翌文明四年には、朝廷の強供御祝の行事が確認できるから、この時期には一定の落ち着きを取り戻していたと言えよう。しかしこれらの御祝の行事も行われていないし、幕府の年始行事も止められている。ただし翌文明四年には、朝廷の強供御祝の行事が確認できるから、この時期には一定の落ち着きを取り戻していたと言えよう。しかしこれらの御祝の行事も行われていないし、幕府の年始行事も止められている。ただし翌文明四年には、朝廷の強供御祝の行事が確認できるから、この時期には一定の落ち着きを取り戻していたと言えよう。しかしこれらの御祝の行事も行われていないし、幕府の年始行事も止められないでいる。

## 二 四方拝の再興と節会平座

応仁の乱勃発後の朝儀の廃絶状態の中で、大きな変化が現れたのは、文明七年（一四七五）である。元日の朝儀のうち四方拝が再興され、元旦節会が本式ではないが、平座という形式で行われたからである。その喜びを三条西実隆は、

乱後今年始而有公事再興之面影、珍重々々、幸甚々々、一天之昇平宜在今春者歟、<sup>(10)</sup>と表現している。

四方拝は元日の早朝寅の刻に、清涼殿の東庭に設けた拝所で天皇が天地四方を拝する儀式であるが、この時は室町第に居たため寝殿の南庭で行われた。別表に明らかのように、四方拝はこの時再興されて以後、少數の欠年はあるが基本的に連続して行われている。またこの期間の後も、戦国時代を通じて断絶することはなかつた。その意味で四方拝は、朝儀の中では極めて例外的な存在と言える。

元旦節会は白馬節会・踏歌節会と並ぶ正月の三節会の一つで、節会とは大規模な宴会をいった。同じく元日に行われる朝賀ないし小朝拝が、

律令国家に於ける年始の挨拶儀礼だとすれば、元日節会は年始の宴会に当たるわけである。節会は大内裏の豊楽院などの施設で行われていたが、律令国家の衰微に伴つて、内裏の中心的殿舎である紫宸殿にその場所を固定することになった。規模の大きい行事であるから、その参仕の役人の数も多く、堂上の役人だけでも、内弁一人、外弁十人程、少納言一人、弁一人、次将數人がいる。ただし文明七年の再興に当たっては、節会そのものは再興できず、平座として再興したことが大事な点である。

では平座とは、いつたいどのような儀礼であろうか。そもそも平座とは「平敷きの座」の略で、本来の語義は椅子形の座具を使わずに、床に座ることを意味する。さらにそこから床に座る形式の、簡略な宴会を表す言葉になつた。平座の行われる場所は、紫宸殿よりはるかに規模の小さい宜陽殿である。宜陽殿は、平安時代には紫宸殿の東方にあつたが、室町時代から江戸時代の寛政の復古までは、紫宸殿の南西に存在していた。平座として最も良く出てくるのは、四月一日・十月一日の「旬の平座」である。また重陽の宴や朔旦冬至の宴及び豊明節会の略儀としても、平座が用いられた。平座に係わる堂上の諸役人は、上卿、參議、少納言、弁おのの一人であるから、節会に比較してずっと簡略であることが分かる。

かくして文明七年正月、元日節会の略儀として平座が行われたのである。<sup>(9)</sup>『親長卿記』正月一日条には、「入夜有平座、元日節会不事行、仍被行平座之由、兼勅問云々」とあるから、平座を行つたのは、天皇の意志に拠るものであることが分かる。なお同記同日条には「節会被行平座事、豊明之外無例歟」とあり、『実隆卿記』には「今日節会為平座、准豊明節会等、元日平座之事先例無之者乎」と記しているから、元日節会が平座として行われた例は無かつたかのようであるが、實際はそれ

は存在している。古くは平安時代に、幾つかその例が見られるし、室町時代でも応永元年（一三〇四）及び永享六年（一四三四）に、諒闇によつて平座が行われている。<sup>(10)</sup>

四方拝及び元日平座は、翌文明八年も実施されている。しかしそれに続く文明九年には、四方拝・元日平座の両者が行われず、再び朝儀の廃絶状態になつている。<sup>(11)</sup>これには原因があつた。九年正月の『親長卿記』一日条に、「四方拝、平座等無之、適一两年被行之處、又依去年火災停止之条、無念々々」とあり、『宗賢卿記』一日条には、「四方拝以下無之、去々年去年等被行平座、當年停止也、依去年十一月十三日皇居火事」とあるように、文明八年十一月に、行在となつていた室町第が焼亡したためである。十三日の夜中、室町裏築地馬場与四郎方より出火して室町第も類焼し、天皇は武家の一对の妻から乗車して小川御所に動座したが、小川御所が狭小だったので、さらに三位禪尼の邸である北小路第に移つた。この火事によつて、「禁裏御物累代御器、御記抄物以下悉焼失」し、「公家中上下居所二十余ヶ所」も焼失したという。焼け出された者には、中院・冷泉・勧修寺・広橋・甘露寺などがあつた。さてその後の文明十年と十一年の正月は、皇居は北小路第にあつたのだが、四方拝は行われず平座だけが行われている。『親長卿記』十年正月一日条には、平座が再興された事情を、次のとく述べている。

今夜被行平座、去年依回禄、陣座等不周備、公卿等時服不合期、仍不被行、當年已天下靜謐之上者、節会等雖為理運、皇居狹少無其禮、仍先任近例、被行平座也、

これより先、皇居が北小路第に移つてから一年後、文明九年十一月一日、西軍が京都から撤退して、応仁の乱が終息した。この退去の際の放火で、西軍の陣していた仙洞御所は焼失してしまつたが、同様の内裏は幸いにも焼失を免れた。甘露寺親長は、翌十二日に直ぐさま御所を見

分に行き、残った御物を調査して、その様子を言上している。二十日には、「今日武家惣立參賀也、午刻群參云々」<sup>(13)</sup> 「天下靜謐參賀也、公武悉群參日也、」<sup>(14)</sup> とあるごとく、京都平定を祝して諸階層が、幕府などに參賀している。内裏が残ったのであるから、当然天皇の還幸が考えられたが、被害の状態から直ぐには実現できず、幕府は内裏修理の為の棟別錢・段錢を諸国に課さねばならなかつた。そうこうしている内に、文明十一年七月二日、皇居たる北小路第そのものが焼亡してしまつた。天皇はまず聖寿寺に行き、十一日に日野政資邸に入つた。しかしこれによつて、土御門御所への還幸が、緊急の課題となることになつたのである。

結局、天皇は同年十二月七日、日野政資邸から土御門内裏に還幸した。天皇には、この還幸を契機として、節会を再興せんとの考えがあつたが、それは実現しなかつた。その事情を、『長興宿禰記』文明十二年正月一日条には、

節会事旧冬被申武家、可有興行之由有沙汰、雖然御調度以下御装束悉當時無之、諸卿參役亦難事行、旁不及沙汰乎、被行平座、

『晴富宿禰記』の同日条には、  
『旧冬雖還幸土御門殿、南殿以下未及御修理、節会御装束等全分不及沙汰、被行平座、

と説明されている。

ただしこの年の朝儀の再興については、なお複雑な問題があつたようである。『宣胤卿記』正月一日条の記述は以下のようである。

抑平座參事、昨日俄蒙仰、亂後旧冬還幸、於当年者、節会等尤可有再興之處、當時作法言語道斷之式也、平座尚以不可被行歟之由、兼日有其沙汰、然両三日已前可被行分治定歟、仍公卿數輩御問答、各固辭、別而昨日都護卿來、被伝別勅之旨之間、楚忽申領狀了、當時之為躊躇述筆舌、思年始之祝詞暫擱筆者也、

またこれに関連して、四方拝と元日平座とのバランスの問題がある。先に述べたように、文明七・八年は四方拝と平座が共に行われたが、文明十・十一年は平座のみで四方拝は行われなかつた。しかし文明十二年には、再び四方拝と平座が行われている。この点について、『親長卿記』文明十一年十二月には、次の記述がある。

二十四日、晴、申平座御点之處、内侍所御神樂・四方拝等、依無用脚停止之上者、平座許可被行之條不叶物議之由、先日被仰勸修寺大納言、其後不申左右可相尋云々、即仰遣之處、尋惣用之儀自是可申云々、

二十八日、晴、自内裏被下女房奉書、四方拝・平座等可被行、平座御点可被下也、

つまり天皇の意志によつて、四方拝が復活したことが分かる。

以上の動きを併せ考えれば、天皇は平座のみを行つて四方拝を行なつたにも、満足していなかつた様子が伺えるのである。

以後文明十二年から同十六年までの五年間は、四方拝と平座が共に行われた。なお『宣秀卿御教書案』によれば、この年文明十二年の四方拝と平座を併せた要脚は二千五百疋とされている。

ところで文明七年から文明十六年まで、通計九回行われた平座の、上卿と奉行の顔触れを見てみることにしよう。<sup>(15)</sup> 上卿では日野広光と勧修寺教秀が二度づつ、三条西実隆・正親町公兼・広橋綱光・中御門宣胤・唐橋在治がそれぞれ一度である。名家の日野一門と勧衆寺一門が多いことが分かる。奉行の場合には、さらに極端な特色がある。九回の内、甘露寺元長が実に六度、坊城俊名が二度、勧修寺政顯が一度であり、しかも彼らはすべて勧修寺一門である。この勧修寺一門への集中とりわけ元長への集中は、元長の父甘露寺親長の存在を抜きにしては、理解できないで

あらう。

さて文明十二年十月には、一条兼良によつて宮中の御前で、『江次第』の講義が行われたことは、朝儀再興に関連する事実として注目される。『親長卿記』によれば、

三日、江次第御談義也、禪閣令參給、先日依仰予申了、當時公事許

可被申云々、今日四方拝・小朝拝・御薬許也、

六日、御談義也、江次第、元日節会許也、

十二日、今日江次第御談義也、節会細記並雨儀等也、

とあり、『公事根源』の著者・兼良による講義が、天皇の發意で行われ、しかも正月年頭の朝儀が取り上げられているのは、節会再興の準備の一環であるに違いない。

さらにこの期間における重要な出来事は、文明十四年に行われた、元日・白馬・踏歌三節会の習礼であろう。その目的とするところは、『長富宿禰記』正月十四日条の次の記述に良く表れている。

天下一乱以来近年三節会不及沙汰之間、公私無沙汰、人々参役進退等、一向可絶失之間、被逐習礼之儀、可被残其儀式由、依勅定也云々、

節会習礼は、元日が正月十四日に、白馬が二月七日に、踏歌が三月六日に、それぞれ挙行された。その経緯を見てみると、その年の元日に甘露寺親長が参内した際、御前に召されて「次仰云、節会事、有御不審之間、可被習礼、十五日已後歟如何、」と下問があった。親長は、そのためには参加すべき人員を選抜して評定する必要のあること、道具を揃えるべきことを、奉答している。親長は翌二日も御前に召され、習礼を十日にして評定を行うこと、親長を奉行となすこと、との下命があり、親長はその場で参仕の人物を選定して、天皇の御点を受けている。七日には評定があり、中御門宣胤を奉行職事代に任じ、その他

の役宛も親長が御前で行つた。九日には、親長は紫宸殿・陣座などの装束を見回つてゐる。しかし十日の前日となつて、室町第の犬死穢のために、習礼は十四日に延期された。

当日、元日節会の習礼は、午後から白昼の儀として行われた。主な諸役は、内弁が中院通秀、外弁の上首が甘露寺親長、参議代が庭田雅行・松木宗綱、少納言代が三条西実隆、弁代が万里小路賢房、次將代が白川忠富・四辻季經、奉行職事代が中御門宣胤、大外記・外記・内記等代が海住山高清であった。天皇は勝仁親王・尊敦親王と共にこれを見物し、終わつて御前で一献があり、各に天酌があつた。またここで、二月七日に白馬節会の習礼をすべしとの仰せがあつた。

白馬節会の習礼の主要な役人は、奉行が町広光、内弁が大炊御門信量、外弁は海住山高清を上首として外に中御門宣胤・三条西実隆・四辻季經・宣親であり、甘露寺親長は大外記代を勤めている。この日も天皇は勝仁親王・尊敦親王・伏見宮邦高親王と共に紫宸殿に出御して、賢聖障子の辺りから習礼を見物した。そして終了後に参仕者に銚子を賜つている。<sup>(17)</sup>また近衛政家も見物しており、その日記に「余密々令參内見物之、雜人以下見物、上下如雲霞、」と記している。<sup>(18)</sup>

三月六日の踏歌節会の習礼の役人は、内弁が花山院政長、外弁が松木宗綱・町広光・三条西実隆・姉小路基綱・小倉季熙、大多記少外記代が勧修寺經茂で、奉行職事代は甘露寺元長であるが、すでに『親長卿記』の正月二十二日条に、「踏歌節会御習礼、予可申沙汰之由申入了、」とあるように、奉行は実質知に親長が勤めていたと思われる。この日は天皇は正式に紫宸殿に出御したが、其の際、閑白近衛政家は御後に候した。<sup>(20)</sup>また『長興宿禰記』三月六日条には、「男女群參見物殊外事也云々、室町殿御台一品密々衣カツギニ相交、於南殿有御見物之由有沙汰、」と述べられてゐるから、見物人が極めて多く、其の中には足利義政の夫

人日野氏がいたことが分かる。そしてこの日も天皇は、習礼の参仕者に対面して、酒を賜っている。

以上の文明十四年における三節会の習礼に表れた特徴は何だろうか。それは天皇のリーダーシップである。習礼の催行は、天皇の強い発意に基づいていた。また実行に当たっては、必ず実見を欠かさず、終了後も参仕者を引見して、其の労を自らねぎらっている。一方天皇の意を受け、最も活躍した廷臣は、明らかに甘露寺親長であった。さればこそ、踏歌節会習礼の翌日の『親長卿記』に、「早旦被下女房奉書、昨日之儀、予依粉骨無為、被悦思食之由有叡感、」と見えるのである。

文明十四年に節会の習礼が大々的に行われたが、それが直ちに節会の再興に結び付いたわけではなかった。かえつて文明十六年まで行われていた元日平座ですら、十七年以後は行われず、其の状態は延徳二年の節会再興まで、五年間にわたって続くのである。すでに文明十六年には、次のような事態が起っていた。<sup>(21)</sup>

平座惣用之事、武家未下事、及再往問答伝奏、（中略）仍談長橋局、來五日有所要之物、先可借給云々、（中略）仍四百疋自長橋借給之、二百疋者下行残云々、仍盛俊三百疋、陣官人三百疋下行了、

そして翌十七年には、平座奉行は清閑寺家幸に定まっていたが、平座は行われなかつた。其の原因是、『御湯殿上日記』正月一日条に、  
くめようきやく、ふさたによりて、ひらさなし、  
とあり、『親長卿記』正月一日条に、

自武家御替物用脚貳千疋進之、仍四方拝許被行之、平座停止云々、  
適近年如形被行之處、如此儀勿体事也、  
とある用脚の不足である。この年の御服用脚一千疋のうち、大口の支出は四方拝五百四十疋、御強供御三百七十疋であり、五百疋が「去年引違引」となつてゐる。<sup>(22)</sup>

さらに翌十八年には、事態が一層悪くなつてゐる。『親長卿記』正月一日条には、「無平座、用脚武家不進之故也、千疋武田大善大夫進上、被付四方拝歟、」とあり、幕府が用脚を進献しないために、武田国信が進上した千疋で賄わなければならなくなつてゐる。千疋のうち四百十疋が四方拝の分であり、その他は百五十疋が内侍所供神物、百五十疋が御歎固一日分、そして百疋が御強供御一日分であつて、これは前年の三分の一である。<sup>(23)</sup>

### 三 延徳二年の節会再興とその後

さて延徳二年の正月は、応仁の乱以来二十年以上にわたつて廢絶していた節会が再興された画期であるが、それはどのように行われたのだろうか。以下にその経過を、見てみるとしよう。すでに前年延徳元年の八月二十七日、後土御門天皇は甘露寺親長・三条西実隆をよんで、節会再興に努めるべきことを命じてゐる。『御湯殿上日記』同日条に、

みやうねん元日のせちゑあるへき御たんかう、侍従大納言・かんろしめしておほせつけらるゝ、てんそうあせち、ふ行のふひととさためらるゝ、

とあり、奉行職事を中御門宣秀すると共に、親長を伝奏としていることが注目される。親長らは急速準備にかかり、関連する諸所に通知し、九月十日には紫宸殿の装束と御膳道具を点検し、その後実隆はとくに節会関係の文献を整えていた。十月三日には御前で節会の評定があり、元日節会のみならず白馬・踏歌の両節会も再興することとされた。『実隆公記』同日条には、

節会再興之間事今日伺定之、元日御点且治定、白馬・踏歌等同可被行之由也、所詮可依用脚之有無、先可被仰出武家之趣議定了、  
とある。この時各節会の内弁を、元日が花山院政長、白馬が近衛尚通、

踏歌が徳大寺実淳と定めている。<sup>(25)</sup>

このように着々と準備を進めていたのだが、節会が目前に迫った年

末、大変な事態が勃発した。『実隆公記』十二月二十八日条によれば、

南殿御装束等悉失却、行事官氏興逐電云々、於て今節会難被行之歟、（中略）凡言語道断子細也、（中略）諸人仰天之外無他事者也、

と、行事官が逐電したために、紫宸殿の装飾が紛失したのである。そして一旦は「於節会者可被停止、於小朝拜者可被行之由有其沙汰、」と節会は行わないことに決したのだが、また逆転して「入夜参内之處、南殿元子以下少々尋出之間、又可被行節会之由治定、尤珍重、」（同記三十日条）と、元日節会は催行されることになった。また別表にも示した

が、この年には、律令国家の年始の挨拶儀礼たる朝賀を簡略にした小朝拜も、応仁の乱後始めて再興されている。小朝拜の催行には別表に見られるように、元日節会との連動性が存在している。

では白馬・踏歌の両節会はどうなつたであろうか。この両節会はその内弁が決まつていたように、一応計画されていたのだが、用脚が無いために、天皇もその実施をあきらめていた。ところが『実隆公記』の正月四日条に、

今日自御臺御方、用脚萬疋被進禁裏、仍節会白馬・踏歌共可被行之云々、

とあるように、足利義政の夫人日野富子が一万疋を進献したため、俄に両節会を行うことになった。白馬節会の内弁は徳大寺実淳に、奉行は広橋守光に命じられた。しかしここでまた意外な事態が発生した。『後法興院政家記』正月七日条に、

今夜可被行節会之由風聞処、東山殿已他界云々、停止之由及晚被相触云々、

と見えるように、東山殿・足利義政が急死し、そこでいろいろ議論はあったが、結局白馬節会は急遽中止されたのである。

義政の死は当然踏歌節会の実施にも問題となつた。この場合は白馬節会と違つて時間的余裕があつたためか、行うべきかいなかについて、天皇は有力者五人に詮問している。その五人とは、禅閣一条持通・太政大臣近衛政家・閑白一条冬良・左大臣徳大寺実淳・右大臣花山院政長である。その返答は、「猶停止之儀可然歟」と、中止を主張したのは近衛政家のみで、外の四人は国柄・立業を止めて行うべしとの意見であり、そのように行うこととなつた。内弁は徳大寺実淳、奉行は正親町三条実望であった。

なおこの件に関して甘露寺親長の意見は、極めて明快なものであつた。それは「白馬節会停止無益、踏歌可被行歟、踏歌可有也、」であり、しかも国柄・立業も略すべからず、とした。その理由は、「当年事別而有再興之間、可被行如法之条為本意、」<sup>(26)</sup>であつて、伝奏として節会再興にかける親長の気概が、よく現れている。<sup>(27)</sup>だからこそ踏歌節会が終わった後、伝奏の甘露寺親長は常御所で天皇より盃を賜り、御褒めの詞をいただいている。翌十七日には親長に女房奉書を下して、節会再興の努力を讃え、御服を下賜した。親長は天皇の意を体して同日付けて、「今度就節会御再興、各被勵涯分令參仕給之条、歡感之旨可申之被仰下候也、」<sup>(28)</sup>という書を、徳大寺実淳以下十六人の公家衆にだしている。

翌延徳三年（一四九一）から明応四年（一四五五）に至る五年間は、正月の三節会が連續して行われている。すなわち朝儀再興において極めて重要な時期である。ただし延徳三年の白馬節会だけは行われなかつた。それは当時の將軍足利義稙の父足利義視が、前年の兄足利義政と全く同日に死んだためである。『親長卿記』正月七日条には、

今出河入道殿御名義視、去年有准后宣下、自去年九月末御難熱、于今不平瘧、今日已

以令薨給、故慈照院贈大御兄弟連年同月如此、驚入者也、（中略）節会  
有無及御沙汰云々、定加去年歟、

と見える。また前年と同様に行われた踏歌節会においては、国柄・立楽  
を止めている。

続く延徳四年＝明応元年と翌二年には、節会以外にも多くの朝儀が再  
興されているのは、注目される事実である。まず延徳四年正月一日に  
は、正月行事の一つである殿上淵醉が、応仁の乱後初めて再興された。

殿上淵醉とは、殿上の間における正月年始の宴会である。また六日には、  
文明年間に一時再興されたことのある叙位が再興されている。さら  
に七月七日には乞功奠、年末の十二月二十九日には、節折・追饗が再興  
された。翌明応二年三月二十五日には県召除目が行われ、四月一日と九  
月九日には、更衣平座と重陽平座が復されている。すなわちこの両年  
は、朝儀復興の気運が非常に盛り上がった時期であることが分かる。

なお明応二年と三年においては、前年の年末から当年の年初にかけて  
行なわれた諸儀行事に要する経費が、数字的に確認できるので、以下に  
紹介しておきたい。明応二年の場合、内侍所御神樂三千六十疋・節折七  
百十疋・追饗三百疋・四方拝四百二十疋・淵醉二百八十疋・叙位二千百  
六十疋・三節会八千五百疋・その他九百疋、となっている。明応三年  
も、叙位が一千三百九十疋となっている外は、各費目における大きな額  
の変動は見られない。<sup>(30)</sup>

ところで、この時期における朝儀再興に当たって、中心的に活躍した  
人物に、甘露寺親長がいた。彼は「高官事、當時無益、」として昇進を固  
辞していたが、「予不昇進者、一流事可断絶之由、元長卿申之」と子息  
の元長に諫められ、延徳四年正月十一日、歳六十九にして権大納言に任  
官した。<sup>(31)</sup>そして翌明応二年の正月には、「予内弁事、十一月二十五日内  
々競望、勅許、」とあるように、自ら望んで元日節会の内弁を勤めてい

る。<sup>(22)</sup>朝儀再興に努力した親長にとって、人生最大の晴れの舞台であった  
と言えるだろう。なお親長は、この年八月十一日に参内し、落飾の暇乞  
をして勅許を受け、同月二十七日に剃髪している。<sup>(33)</sup>

しかしこのようにして再興された朝儀も、それを長く持続させることは  
はできなかつた。明応四年十二月二十七日、甘露寺親長のもとに天皇か  
ら、三箇条の勅問があつた。<sup>(34)</sup>

一、節会用脚無其実、せめて元日許なりとも可有御沙汰候、其又未  
定、雖無節会、小朝拝事可有否事、

一、燕醉事、無節会者可被略歟、  
一、燕醉事、節会未定之上者、可被略歟否事、

親長の返答は、他の行事をやるかいなかは、基本的に節会の有無に拘  
わらないとしながらも、次のように答えている。

年始公事一向被止之事、似凶事之時不吉也、せめて燕醉許被行歟之  
由申了、

ところで三条西実隆はこの間の事情を知らなかつたようで、『実隆公  
記』明応五年正月一日条には、「今夜内弁中御門大納言宣胤可存知云  
々、節会間事追可尋注之、小朝拝依雨停止勿論歟、」とあるが、翌二日  
の条には、「抑節会昨夜俄依用脚未到停止云々、言談道断無念之事也、  
殿上淵醉無郢曲人俄停止云々、」と記している。また殿上淵醉と同じ年  
に復興した叙位も、『親長卿記』正月五日条に「叙位儀不及沙汰歟、珍  
事云々、」とあるように行われなかつた。

ではこの年、三節会すべてが不催行に終わつたかと言えば、実はそ  
うではなかつた。極めて珍しい例であるが、踏歌節会だけが行われたので  
ある。これは官務・小橿時元が明徳の勘例に拠つて献言したもので、そ  
の可否について親長を含めた八人に勅問が出されたが、反対した者はい  
なかつた。<sup>(35)</sup>

その翌年明応六年の正月三節会は、とにかく行われた。ただし殿上淵醉と叙位は、前年と同じくともに無かつた。その年十月、天皇は延暦寺・園城寺・東寺・興福寺に命じて、「一天静謐・四海安全・宝祚長久」とともに、「朝儀再興」を祈念せしめている。<sup>(36)</sup>しかし翌明応七年の正月には、甘露寺親長は彼の日記に、次のように記さねばならなかつた。

一日、今日無節会、依無用脚云々、<sup>武家無進</sup>無事之時無節会之条、先規希歟、小朝拝、淵醉同無之、(中略)四方拝者在之云々、追讐・節折無之、淵醉・節会無之、不吉之事也、

十六日、無節会、乱後連々被行平座、其後還幸已後、雖如形、三節会等被行畢、当年自武家不進用脚、又自公家不被仰出、一向諸公事無沙汰之条、不可然事歟、

この様になつたのは、この時期に幕府が一層の衰退に向かつたからである。すでにこれより五年前、親長が出家した年である明応二年の四月に、將軍足利義材は細川政元に廢されて、足利義高が擁立された。義材は六月末、越中に出奔した。『親長卿記』明応五年正月六日条に、「飯尾加賀守清房來、武家之儀每事無事、來十一日評定始無沙汰云々、公武言語道断年始歟、」とあるから、幕府における行事も衰退していることが分かる。

『大乘院寺社雜事記』文明十二年正月四日条に、「尊氏將軍以来、公家御儀毎事武家より申沙汰、」とあるように、そもそも朝儀の費用は幕府が支出する原則だつた。従つて幕府が衰退すればするほど、朝儀が行われ難くなるのは、自然の理屈である。しかしそれを逆から考えれば、公家が本氣で朝儀を維持したかったのなら、自己の負担で行う事もできたといえる。現に『宣胤卿記』文亀元年(一五〇一)十二月二十九日条に、「今夜内侍所御神樂<sup>當御代</sup>(中略)武家惣用不及沙汰、被付公家用脚云々、」と述べられている。

とすれば朝儀の衰退・廃絶の原因是、朝廷・公家社会自身にも求められねばならない。それは朝儀に対する公家衆の意識の変化、すなわち熱意の低下である。明応四年の小朝拝について、『親長卿記』正月一日条に、「小朝拝事、以外無人、不可然、猶可催出之由、被仰節会奉行<sup>光守</sup>、仍雖申遣所々、已及夜景之間不叶、」と指摘されている。翌明応五年の元日節会は、結局行われなかつたが、その内弁に予定されていた中御門宣胤は、三条西実隆に充てた正月十五日付けの書状で、「抑元日宴奉行事、三公以下固辞欠如之由、(中略)雖無余日候、不及是非、」と述べている。内弁のなり手がないのである。

その一方で、公家衆の熱意の対象となる行事が存在していた。それは応仁の乱後の朝廷・公家社会の中に、急速に成長・定着してきた世俗的行事である。『親長卿記』明応七年正月にある次の記事は、かかる事情を端的に語つていてる。

十七日、今日禁裏有手猿楽、節会等停止、何又遊乱事不相替之条、不可説事也、近臣女中等申沙汰一獻云々、莫言々々、

十八日、三毬打如例、如此之事不替例如何、不可説世也、

おわりに

別表に明らかかなように、応仁元年から文亀二年までの三十六年間に、元日節会は九回行われている(ただし応仁元年は、乱以前)。それに平座十回を加えれば十九回になり、半分以上に達する。時代状況からすれば、意外に多く行われているのである。

この再興運動を展開したのは、後土御門天皇自身であり、廷臣の側の中心人物は甘露寺親長であった。天皇の朝儀再興への意欲は、事あるごとに伺えるし、親長は文明十四年の節会習礼を主導し、延徳二年の節会再興を節会伝奏として実現するなど、天皇の期待によく応えた。しかし

行事年	四方拝	小朝拝	元日節会	白馬節会	踏歌節会
応仁元年		○	○	○	
2					
文明元年					
2					
3					
4					
5					
6					
7	○		△		
8	○		△		
9					
10			△		
11			△		
12			△		
13			△		
14			△		
15			△		
16			△		
17					
18					
長享元年					
2		○			
延徳元年					
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
明応元年					
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○
7	○	○			
8	○				
9	○				
文亀元年					
2	○		△	○	

## ○ 実施

△ 元日節会平座

この二人は、明応九年（一五〇〇）八月十七日、甘露寺親長が薨じ、九月二十八日、後土御門天皇が崩御すると言うように、文字通り相次いで世を去った。

る。ただし文亀二年の場合、元日節会のみで他の一節会は行われず、しかも『宣胤卿記』正月一日条に、「当年依代始所被再興也、」とあるように、後柏原天皇の代始めにおける特例的なものであった。従つてこの後、節会の再興は継続せず、永正十四年（一五一七）まで、十数年にわたる中絶期間に陥るのである。

- (註) (1)拙稿、「『諸礼』の成立と起源」(『日本歴史』第四二六号)。同、朝廷  
年中行事の転換—『御祝』の成立—(『東京大学史料編纂所報』第一八  
号)。
- (2)『日本の近世』2天皇と将軍(中央公論社)5朝儀の再興。
- (3)関連する先行研究に、六十数年前のものであるが、有馬敏四郎「後土御  
門天皇時代に於ける年中行事」一・五(『中央史壇』一三巻六・七・八・  
十・十二号、昭和二年)がある。
- (4)朝儀を含めた朝廷の歴史に関する基本的な図書に、柳原紀光『統史恩  
抄』(『新訂増補・国史体系』所収)がある。
- (5)『宗賢卿記』応仁元年正月七日条。  
〔後法興院政家記〕応仁元年八月二十五日条。  
〔後法興院政家記〕応仁二年正月一日条。  
〔実隆公記〕文明七年正月一日条。
- (6)『宣亂卿記』貢馬伝奏事。  
〔宣亂卿記〕貢馬伝奏事。
- (7)『親長卿記』延徳四年正月十二日条。
- (8)『親長卿記』明応二年正月一日条。
- (9)またこの年は、朝餉御膳も行われた。『実隆公記』正月一日条には、「其  
後供朝餉云々、乱後当年始而供之、珍重々々」と見えている。さらに正  
月二十八日には、県召除目があった。  
『統史恩抄』応永元年正月一日・永享六年正月一日条。  
ただし前年文明八年に再興された叙位は、文明九年も行われている。  
『長興宿禰記』文明八年十一月十三日条。  
『実隆公記』文明九年十一月二十日条。  
『兼顯卿記』文明九年十一月二十日条。  
『統史恩抄』中編。
- (10)以上の習礼の経緯については、『親長卿記』文明十四年正月各日条。  
『親長卿記』文明十四年二月七日条。  
『後法興院政家記』文明十四年二月七日条。
- (11)『親長卿記』文明十四年三月六日条。  
『後法興院政家記』文明十四年三月六日条。
- (12)『親長卿記』文明十六年正月一日条。  
『宣秀卿御教書案』

- (23)『宣秀卿御教書案』  
『親長卿記』及び『実隆公記』  
〔後法興院政家記〕延徳元年十月七日条。  
〔実隆公記〕延徳二年正月十二日条。  
〔親長卿記〕延徳二年正月八日条。  
〔親長卿記〕延徳二年正月十六・十七日条。  
〔親長卿記〕延徳二年正月十六人は、以下の人々であ  
る。徳大寺実淳・花山院政長・庭田雅行・中御門宣胤・三条西実隆・武者  
小路縁光・冷泉政為・中山宣親・橋本公夏・姫小路基綱・小倉季種・山科  
言国・高辻長直・園基富・日野政資・中院通世。『実隆公記』延徳二年正  
月十八日条。
- (24)『宣亂卿記』明応二年八月十一・二十七日条。  
〔親長卿記〕明応四年十二月二十七日条。  
〔親長卿記〕明応四年十二月二十七日条。
- (25)『親長卿記』明応五年正月一日条。  
この時諸間にあづかったのは、太閤近衛政家・太政大臣一条冬良・関白  
近衛尚通・前左大臣徳大寺実淳・左大臣花山院政長・内大臣二条尚基・甘  
露寺親長・前大納言勧修寺教秀の八人である。『親長卿記』明応五年正月  
二十三日条。

- (26)『宣秀卿御教書案』
- (27)『宣秀卿御教書案』
- (28)『宣秀卿御教書案』
- (29)この正月十七日付け甘露寺親長奉書の充所の十六人は、以下の人々であ  
る。徳大寺実淳・花山院政長・庭田雅行・中御門宣胤・三条西実隆・武者  
小路縁光・冷泉政為・中山宣親・橋本公夏・姫小路基綱・小倉季種・山科  
言国・高辻長直・園基富・日野政資・中院通世。『実隆公記』延徳二年正  
月十八日条。
- (30)『宣亂卿記』貢馬伝奏事。
- (31)『宣亂卿記』貢馬伝奏事。
- (32)『宣亂卿記』貢馬伝奏事。
- (33)『宣亂卿記』明応二年正月十二日条。
- (34)『宣亂卿記』明応四年十二月二十七日条。
- (35)この時諸間にあづかったのは、太閤近衛政家・太政大臣一条冬良・關白  
近衛尚通・前左大臣徳大寺実淳・左大臣花山院政長・内大臣二条尚基・甘  
露寺親長・前大納言勧修寺教秀の八人である。『親長卿記』明応五年正月  
二十三日条。